

報告徴収等事務取扱要領

蔵理第4562号
平成12年12月27日

(沿革：平成16年 8月17日付財理第3022号による一部改正)

(沿革：平成18年 6月27日付財理第2585号による一部改正)

(沿革：平成23年 3月 9日付財理第 996号による一部改正)

(沿革：平成25年10月25日付財理第4890号による一部改正)

(沿革：平成26年11月25日付財理第5205号による一部改正)

(沿革：令和 元年 5月 7日付財理第1473号による一部改正)

(沿革：令和 3年10月 8日付財理第3403号による一部改正)

(沿革：令和 5年 2月15日付財理第 427号による一部改正)

第一 定義

この要領において使用する用語は、塩事業法（平成8年法律第39号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二 塩製造業者等が備え付ける帳簿

法第10条（法第17条及び法第20条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿は、現に工場等において使用している帳簿であって、製造又は販売（特定販売を含む。）する塩に関する塩事業法施行規則（平成8年大蔵省令第45号。以下「規則」という。）第10条第1項各号に掲げる事項が全て記載されたものについては、これに該当するものとして差し支えない。

第三 報告徴収

1. 塩需給見通し策定のための製造等見込数量の報告徴収

財務局長若しくは福岡財務支局長又は税関長（以下、「財務局長等」という。）は、法第3条第4項の規定に基づき、毎年1月末日までに、次の表に掲げる区分に応じ、登録をしている同表の第2欄に掲げる者から、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項について、同表の第4欄に掲げる様式により報告を求めるとともに、管内分をそれぞれの様式に準じた様式により集計のうえ、速やかに当該

報告書及び集計表を理財局長に送付するものとする。この場合において、財務局長等は、当該報告を求める旨を、毎年11月末日までに対象者に通知するものとする。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|---------------|---------|--|---|
| 財務局長又は福岡財務支局長 | 塩製造業者 | 翌年度の塩の種類別の製造見込数量、販売見込数量及び在庫見込数量等、翌年度の塩の種類別用途別販売見込数量、当年度の塩の種類別の製造実績見込数量、販売実績見込数量及び在庫見込数量等、当年度の塩の種類別用途別販売実績見込数量、当年度の塩製造実績見込数量に関して考えられる要因（傾向） | 別紙様式1 別紙様式1付表1 別紙様式1付表2 別紙様式1付表3 別紙様式1付表4 |
| | 塩卸売業者 | 翌年度の塩の種類別仕入先別の仕入見込数量、販売見込数量及び在庫見込数量等、翌年度の塩の種類別用途別販売見込数量、当年度の塩の種類別仕入先別の仕入実績見込数量、販売実績見込数量及び在庫見込数量等、当年度の塩の種類別用途別販売実績見込数量、当年度の塩販売実績見込数量に関して考えられる要因（傾向） | 別紙様式2 別紙様式2付表1 別紙様式2付表2 別紙様式2付表3 別紙様式2付表4 |
| 税関長 | 塩特定販売業者 | 翌年度の塩の種類別の受入見込数量、販売見込数量及び在庫見込数量等、翌年度の塩の種類別用途別販売見込数量（自己使用見込数量）、当年度の塩の種類別の受入実績見込数量、販売実績見込数量及び在庫見込数量等、当年度の塩の種類別用途別販売実績見込数量、当年度の塩特定販売実績見込数量に関して考えられる要因（傾向） | 別紙様式3 別紙様式3付表1 別紙様式3付表2 別紙様式3付表3 別紙様式3付表4 |

(注)「年度」は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。以下同じ。

2. 製造等実績数量の報告徴収

(1) 塩製造業者、塩特定販売業者及び塩卸売業者からの報告徴収

財務局長等は、法第30条第1項の規定に基づき、毎年4月末日までに、次の表に掲げる区分に応じ、登録をしている同表の第2欄に掲げる者から、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項について、同表の第4欄に掲げる様式により報告を求めるとともに、管内分をそれぞれの様式に準じた様式により集計のうえ、速やかに当該報告書及び集計表を理財局長に送付するものとする。こ

の場合において、財務局長等は、当該報告を求める旨を、毎年3月末日までに対象者に通知するものとする。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|---------------|---------|--|-------------------------------|
| 財務局長又は福岡財務支局長 | 塩製造業者 | 前年度における塩の種類別の製造数量、販売数量及び前年度末日における在庫数量等、前年度における種類別用途別販売数量、前年度における特殊用塩等の種類別、用途別の製造数量及び販売数量等 | 別紙様式4 別紙様式4付表1 別紙様式4付表2 |
| | 塩卸売業者 | 前年度における塩の種類別仕入先別の仕入数量、販売数量及び前年度末日における在庫数量等、前年度における種類別用途別販売数量等 | 別紙様式5 別紙様式5付表 |
| 税関長 | 塩特定販売業者 | 前年度における塩の種類別の受入数量、販売数量及び前年度末日における在庫数量等、前年度における種類別用途別販売数量（自己使用数量）、前年度における特殊用塩の種類別、用途別の輸入数量及び販売数量等 | 別紙様式6 別紙様式6付表1 別紙様式6付表2 |

(2) 特殊用塩等製造業者及び特殊用塩特定販売業者からの報告徴収

財務局長等は、法第30条第1項の規定に基づき、毎年4月末日までに、次の表に掲げる区分に応じ、届出をしている同表の第2欄に掲げる者から、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項について、同表の第4欄に掲げる様式により報告を求めるとともに、管内分をそれぞれの様式に準じた様式により集計のうえ（塩の種類については、規則第4条各号及び第5条各号に掲げる区分毎に数量の集計を行うこと。）、速やかに当該報告書及び集計表を理財局長に送付するものとする。また、規則第4条第7号に係る特殊用塩について届出をしている同表の第2欄に掲げる者から、第7号に係る特殊用塩の全ての販売先名について報告を求めるものとする。この場合において、財務局長等は、当該報告を求める旨を、毎年3月末日までに対象者に通知するものとする。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|---------------|------------|------------------------------|-------|
| 財務局長又は福岡財務支局長 | 特殊用塩等製造業者 | 前年度における塩の種類別、用途別の製造数量及び販売数量等 | 別紙様式7 |
| 税関長 | 特殊用塩特定販売業者 | 前年度における塩の種類別、用途別の輸入数量及び販売数量等 | 別紙様式8 |

(3) 不定期に報告を徴収する場合の通知

財務局長等は、(1)及び(2)による報告徴収のほか、法第30条第1項の規定に基づき、塩製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は特殊用塩等製造業者若しくは特殊用塩特定販売業者から報告を求めようとするときは、塩事業法施行令（平成8年政令第216号。以下「政令」という。）第2条の規定による協議のため、報告を求めようとする対象者、年月日、事項、理由及び報告書の提出期限を、対象者に当該報告徴収の通知をしようとする日の30日前までに、理財局長に通知するものとする。ただし、緊急に報告徴収を行う必要がある場合であって、あらかじめ理財局長の了解を得たときは、この限りでない。この場合の手続については、別に理財局長が定める。

第四 立入検査等

1. 立入検査等を行う際の通知

財務局長等は、法第30条第2項の規定に基づき、塩製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は特殊用塩等製造業者若しくは特殊用塩特定販売業者の事務所その他の事業場に立ち入り、検査、質問又は収去を行おうとするときは、政令第2条の規定による協議のため、当該立入検査等を行おうとする対象者、年月日、内容及び理由を、当該立入検査等を行おうとする日の30日前までに理財局長に通知し、10日前までに対象者に通知するものとする。ただし、緊急に立入検査等を行う必要がある場合であって、あらかじめ理財局長の了解を得たときは、この限りでない。この場合の手続については、別に理財局長が定める。

2. 立入検査等の方法

法第30条第2項の規定により、財務局の職員が塩製造業者、特殊用塩等製造業者若しくは塩卸売業者の、又は税関の職員が塩特定販売業者若しくは特殊用塩特定販売業者の事務所その他の事業場に立ち入り、検査、質問又は収去をするときは、別紙様式9による身分証明書を呈示し、当該立入検査等を行う旨を告げなければならない。

3. 収去の方法

法第30条第2項の規定により、財務局又は税関の職員が塩を収去するときは、被収去者に別紙様式10による収去証を交付しなければならない。

附 則

1. 報告徴収等事務取扱要領（平成9年4月1日蔵理第1459号）は、廃止する。